



コンステレーション

〒510-0298 鈴鹿市郡山町663-222 鈴鹿大学内 三重県臨床心理士会事務局室
FAX専用：059-389-7105 E-mail：mierinsin@m.suzuka-iu.ac.jp <http://www.mierinsin.org>

巻頭言



臨床心理士に期待されるもの

三重県臨床心理士会 会長 橋本 景子

県士会では今年度となる2015年8月から1年間、「面接力を高める」というテーマで研修を行っていくことになりました。ここではこのテーマ設定の背景について述べたいと思います。

私の在籍する短大で取得できる資格に「ピアヘルパー（仲間内でのカウンセリング）」というのがあります。そこで次のような問題が出てきます。「カウンセラーに向いている人は、①自分のことよりも他人のことを大切に考える人である ②他人のことよりもまず自分のことを大切にすることである」さてどちらでしょうか。もちろん②ですよね。自分のことを大切にできる人が本当に他人をも大切に出来るし、他人のことをわかろう、理解しようとするのです。

昨年見ていたドラマに若い女性の臨床心理士（病院勤務）が出てきたのですが、彼女は自分が怪我を負っている身にもかかわらず、自分のことよりも患者の女の子のことで常に頭がいっぱいです。ある日ドクターが「それでも臨床心理士か！まず自分のことを大切にしろ！！自分の体をしっかり治すのが先だろう。」と怒鳴る場面がありました。クライアントを支えるためにもまずは自分を大切にすることです。

次に大切なことは周囲への気配り、目配りが日常の中でできているかどうかです。例えば、傘の先を後ろに振って歩くことが相手に対して危険な行為であるということ意識していますか。そんな小さなことが面接の姿勢に繋がって来ることがあります。何も必要以上に気を使うことはありませんが、私たちが思いもかけぬところでクライアントさんとの信頼関係が崩れてしまうこともあるかもしれません。臨床心理士として、普段から人に寄り添える行いをしているかどうかだと私は考えています。

また、臨床心理士から「発達障害と言われました」とショックを受けた方に会うこともあります。私たちは診断する立場にはなく、ショックを受けた人、傷ついた人を支えていくのが本来の仕事です。面接力を高めるためにも、臨床心理士自身のコミュニケーション能力や日常生活を振り返ることも必要です。自分自身がゆとり（例えば忙しくても気持ちの上で）や遊び心を持っていれば、心に余裕が生まれ、面接力の向上に繋がっていきます。

私は最近、「臨床心理士ってこんなに強い人もいるんですね」とある人に言われました。臨床心理士というのはもっと優しい雰囲気だと思われていたそうです。でも、そのあとこんな言葉を続けてくださいました。「でも考えたらやさしいだけの人には本音を話せないし、強くないと守ってもらえませんよね」と。カウンセラーの資質として、「包容力」が挙げられることがありますが、包み込んで守ってしまうのではカウンセリングの意味はなくなります。ほどよい包容力と時には突き放しつつ見守ることも必要でしょう。その判断力を養うためにも、今、この研修が必要だと考えた次第です。

冒頭に「自分を大切に」と書きましたが、まずは自分が人生を楽しむことです。もちろん、人に迷惑を掛けたり、ひとりよがりやで言いたい放題で、ということではありません。ある程度の社会常識をわきまえながらユーモアを解することの出来る人、世間の出来事にも関心のある人、心が安定していて何があってもぶれない人、とは言っても融通の利く人、そして「常識」というのは何かを常に考えている人（「常識」と思っているも実は常識ではないこともあります）、そんな人には心を開いて何でも話せるのではないのでしょうか。

まだ勉強している頃、監督実習という授業で自分のロールプレイを録画したことがあります。自分の表情や目の動き、相手に与える印象を客観的に見ることで大変勉強になったことを思い出しました。自分で自分は見えないけれど、相手からは常に見られているのです。

この原稿を書いているうちに、面接力を高めるには初心に帰ることも大切な気がしてきました。改めて河合先生の『カウンセリングを語る』を読み直すことにします。私たちの面接力が人の人生を左右するということを肝に銘じて。

(はしもと けいこ 高田短期大学)

特集：臨床心理士の面接力

「ドクハラ」って判りますか

三重県臨床心理士会 職能委員長 萩 吉 康

医療の現場では、インフォームド・コンセントの普及や新しい医学教育の成果によって、今更ながらドクハラでもないだろうと思っていましたが、患者さんや家族の方々にはまだまだ心に傷をつける事態は残っているようです。

harassment（ハラスメント）は、人を攻撃するとか悩ますと言う意味の英語ですが、この言葉が使われ始めたのは今からおよそ30年近く前だと記憶しています。その後、次から次へとハラスメントと付いた用語が生まれ、それらをおいづつくまみに並べてみますと次のようになります。パワハラ、セクハラ、モラハラ、アカハラ、マタハラとあり、このあたりまではまだ理解できますが、ごく最近になってまた新しく「パタハラ」と言う用語が出てきました（2016年1月11日毎日新聞くらしナビ、ライフスタイルに掲載）。これは、マタハラの男性版とでも言いましょうか、正しくはパタニティー・ハラスメントですが、英語でpaternityは父性ですからいかにもです。具体的には男性の育児をする権利や機会を侵害する言動を指すわけですが、こういう用語がでてきたということは、まだまだわが国には古い体質の職場が存在するからなのでしょう。

ちなみに、政府は少子化対策の一環として、男性の育休取得率を2020年までに13%を目標に掲げていますが、2014年度では僅か2, 3%で、さらに企業の意識改革の必要性を説いています。

ところで、諸外国におけるハラスメント事情はどのようなものなのか、その実態は判りませんが、欧米を訪ねた時に、それらの国の知人にハラスメント事情を尋ねてみますと、思いのほかどの国の知人も「あまりそのような用語は「用いていない」とか、「よく知らない」と言った答えが多いのです。それは、わが国ほどハラスメントが見当たらないということかも知れません。

わが国にハラスメントが多い理由を考えてみますと、どうやらそれぞれの国の文化の違いが大きく影響しているのではないかと思います。特にわが国の場合、歴史的にみても長い間の封建制度からくる家長制度や上意下達思想などの実態から、いわゆる「上から目線」での物言いの文化が知らず知らずのうちに人々の間に根付き、それがわが国特有の言語表現の一つになってしまっているのではないのでしょうか。

わが国のパワハラやドクハラは、そう考えてみますと、まだまだ本当の意味での人権の尊重がなされていない文化を映し出しているのかも知れません。戦後、わが国にカウンセリングが導入されてすでに半世紀以上経ち、そのパラダイムも確固たるものになっています。幸い、今のところまだ「サイハラ」（サイコロジカル・ハラスメント）とか言う用語は出てきていませんが、願わくばこのような用語が生まれないように、目の前のクライアントさんに寄り添っていきたいと思っています。

（はぎ よしやす 皇學館大学）

「職業倫理」の観点からみた臨床心理士の面接力

三重県臨床心理士会 倫理委員長 西 嶋 雅 樹

ここでは、臨床心理士の「面接力」を支えるものについて、臨床心理士の職業倫理という観点から述べてみます。利用者や関係者の皆様にとっては、臨床心理士の職業倫理というテーマは、改めて考えたことがないテーマかもしれません。しかし、これは私達の実践に深く結びつくテーマです。利用者・関係者の皆様も、臨床心理士の皆様も、ご一読いただけますと幸いです。

三重県臨床心理士会には、倫理規程というものがあります（<http://www.mierinsin.org/pdf/4kitei.pdf>）。当会の倫理規程では、当会会員は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の「臨床心理士倫理綱領」と一般社団法人日本臨床心理士会の「日本臨床心理士会倫理綱領」の2つの倫理綱領に基づいて専門業務に従事するように定められています（第3条）。

これら2つの倫理綱領では、「秘密保持」や「多重関係」など、臨床実践を行う上でしばしば遭遇する困難な場面についての言及が多くなされています。

各倫理綱領を読まれたことがある臨床心理士の方の中には、これらが微に入り細にわたる記述ではないということに（「具体的にこういう場面ではどうしたらいいのか」という定めがないことに）不満を抱かれたことがある方もいるかもしれませ

ん。しかし、事細かな倫理綱領を定めることは、綱領の記述の肥大化を招くとともに、一人ひとりの臨床心理士による主体的判断の余地を奪ってしまうことにもつながりかねないと想定されます。

私達が行う臨床心理士としての専門業務は、生身の人が生身の人と接する中で行われます。心理的な課題に取り組んだり、あるいはそうした実践からの知見を集積して研究を行ったりする上で、一人の人間としての主体的な関与を除外して考えることはできません。

そのため、上述の2つの倫理綱領を、次のように捉えておくのがよさそうです。すなわち、専門業務上の目標や留意点についての大筋は示しつつ、その具体についてはあくまでも個々の専門家の主体的な判断が発揮できる余白を残したものと記述されている、という理解の仕方です。

さて、職業倫理の観点からは、面接において以下の2点が大切になると考えます。

- ①臨床心理士が、専門業務の中で直面する種々の倫理的葛藤を自覚した上で、主体的に判断できること。
- ②その判断の根拠が綱領の具体的な文言に基づいたものであること。

大切なのは、私たち臨床心理士の一人ひとりが、自分たちの臨床実践上の専門的関与の根拠がどこにあるのかということに絶えず自己吟味し続ける姿勢です。それは、折にふれて倫理綱領の具体的文言に立ち戻って自己検証する姿勢に立脚しているともいえます。

ところで、上述の②は、なぜ必要なのでしょう。これについては、職業集団である「臨床心理士」としての共通項を確認するためだと私は考えます。既に述べてきたように、自立・自律して考えるための指針が職業倫理です。しかし、その自立・自律の判断は、決して独りよがりものではありません。私たちが心の専門家集団としての社会的責任をいかに引き受け、自己規定をどう行うかということの集積が、倫理綱領なのです。（関心のある方は、『臨床心理学の倫理をまなぶ』（金沢、2006）などをご覧ください。）

私達が依って立つ倫理綱領は、専門家としての在るべき姿を描いたものです。そのため、倫理綱領を知り、倫理綱領の文言と対話し続ける姿勢は、すなわち「斯くありたい」という臨床心理士像を志向し続ける動きを意味します。

そうはいっても、実践上避けがたく生じる倫理的葛藤場面についての道標として倫理綱領が策定されていると考えると、まさにその倫理的葛藤を自覚しながら主体的に生き抜くことがいかに困難であるかということを思い知らされます。専門家として直面しやすい様々な倫理的葛藤を知り、そして自らの置かれた状況について自覚ができて、加えてその場面で職業倫理に立脚しながら悩み続けられる主体で在りつづけること。こうした在り方こそが、私達一人ひとりの面接力の向上を支える礎石の一つとなるのではないのでしょうか。

(にしじま まさき 三重県総合教育センター)

東日本大震災への緊急支援を振り返る

県立総合医療センター他 今出雅博

2011年3月11日に起こった東日本大震災、それに伴う津波により、東北地方は、甚大な被害を受けた。三重県臨床心理士会は、小中学校の児童生徒、並びに教職員、保護者の心理的ケアを目的とした支援チームを結成し、緊急支援スクールカウンセラーを宮城県の小中学校に派遣し、私もそのチームの一員として、宮城県のある地域に派遣された。

東日本大震災が生じてから6年目を迎えようとしているが、派遣は、今も継続中である。三重県では耳にしなくなった震災関連のニュースが、宮城県では今も流れており、復興したとは言い難い現実がある。

今回、東日本大震災における緊急支援活動を振り返る機会をいただいた。現在も支援に入っている小学校（以後A小学校）での活動を中心に振り返ってみたい。緊急支援中、私個人がどういった状況に陥ったかは、当会理事の伸律子先生（鈴鹿大学）を中心とした有志の方々が作成した『災害対応マニュアル』にて、『代理受傷について』というコラムに記したので、興味のある方はご一読いただきたい。『災害対応マニュアル』自体、かなりの出来栄であるので、これを機会にご一読いただけると幸いである。

さて、話を本題に戻す。A小学校は、高台にあったため、津波による甚大な被害を免れた。しかし、直接的な被害を免れたが故に、被害を受けた学校がそれまで行っていた仕事を代行する受け皿として、各学校で断られたボランティアの新たな受け皿として、被災した児童の新たな転入先の受け皿として（転入生は例年の約10～20倍）機能せざるを得なくなった。多くの教員も被災し、学校は本来の学校運営の機能を失っていた。そのため、日常生活を構造化することが難しく、先の見通しが全く立たず、日々突然飛び込んでくる行事をこなすだけで一日が過ぎていった。教員は、一度止まると二度と動けなくなるのではないかという不安から、休むことができず、疲労困憊状態であった。しかし、そのような中であっても、教員は必死に児童と関わり、見守っていた。

支援当初は、スクールカウンセラーが根付いていない地域であることと、学校がSOSを出せないほど疲弊しきっていたことから、教員との協力体制を築くことが困難であった。しかし、児童への個別面接、授業観察を通して得られた理解を教員に伝え、

今後の見通しを立てるための話し合いを重ねる中で、A小学校は、自分たちの日常生活を取り戻す活動に取り組み始めた。当初、コンサルテーションを行う時間も確保できず、教員との立ち話で、個別面接や授業観察の様子を伝えるしかなかったが、現在は、管理職、担任、養護教諭、私が集まり、コンサルテーションが行えるまでA小学校の機能は回復している。当初は、校内に相談室すらなかった状況から、今では校内に相談室が設置されるに至っている。

私自身、A小学校で活動していた際は、その日をどう乗り切るかという思いで必死だったが、改めて考えると、個別面接や授業観察を行い、その様子を教員と話し合うといった、ある種の構造を持ち込んだ点は、結果として多少なりとも学校や教員集団の支援になったのではないかと。何より、今回のような自然災害に関わらず、緊急支援で混乱した集団・組織を支援する際、構造を持ち込むという点は、私達、臨床心理士が最初にできる支援ではないだろうか。

A小学校では授業を観察するということが多かったが、個人、集団に関係なく、対象を観察し、その観察した様子を受けて、セラピストの内面にどういった情緒が生じるのかといった自分自身の内面を同時に観察していく態度は、私達が面接力を高めていく上で、あるいは個人、集団を理解するためには極めて重要な態度ではないかと考えている。なぜなら、観察という態度（関心を向けるということ）で対象とセラピストとの関係・情緒交流を描き出すことにつながるからである。

授業観察を通じて、児童・教員の様子とその様子を受けての私自身の情緒面への観察によって得られた理解を教員に伝え、何十回と検討し続けていった。そういった検討する機会を維持していったことが、結果として、教員や私に児童たちへの新たな理解・気づきを生むきっかけになっていったように思える。

面接力を高めるといった観点から考えると、セラピストが理解したクライアントの心の様子について、いかに専門用語を使わず、自分の言葉で多職種に伝えられるか、同時に、設定した構造をいかに維持していくかという点は、私達が専門性を維持していくためには重要であると思われる。

現地では、まだ多くの課題が残されている。学校、児童の生活が安定するにつれ、震災の影響と思われる心身両面での痛みを伴った心理的症状を訴える児童・保護者・教員が増加している。また、先にも触れたように、A小学校は、受け皿として機能せざるを得なくなり、児童の転入は増加している。また、空き地には次々と新築の家が建てられ、小学校を取り巻く環境は、新興住宅地のようなものである。元々の地域の文化と新たな文化とが混在し、落ち着きを取り戻しつつある家庭もあれば、まだ落ち着くことが許されない家庭も存在する。安心感や生活水準の格差が生じており、A小学校が再び混乱に陥る可能性は高く、落ち着くにはまだ時間が必要であろう。今後も児童・保護者はもとより、教員への継続的な支援が必要であろうし、そういった継続的な支援が展開されることを切に願う。

(いまで まさひろ)

研修会について

三重県臨床心理士会 副会長 小池 敦

当会では、会員の臨床心理士としての専門性を高めるため、2か月に1度の割合で継続的に自主研修会を開催しています。ここ数年、「アセスメント」「連携」「社会貢献」などをキーワードに研修を行ってきました。いずれも臨床心理士の専門性にはなくてはならない側面であると言えます。

これらを踏まえ、今年度は「面接力を高める」ことをテーマに研修を重ねています。「面接力」というとき、面接に集約されるさまざまな要素を曖昧にぼかしてしまう可能性のあることも否めません。しかしながら、臨床心理士の専門性を包括的に表す言葉であると見なすこともできます。今年度、敢えてこのテーマを研修のキーワードに選んだのには理由があります。それは原点回帰の思いです。

臨床心理士の業務の多くが、面接を通して行われていることは周知の事実です。臨床心理士自身には当然の自覚として、また面接を利用されるクライアントの皆様や面接を依頼して下さる方々から、臨床心理士なのだから「面接はできて当然」との信頼を寄せていただいていると思われれます。一方で、面接というクライアントと臨床心理士の出会いの場が、一連の業務の流れの中で固定化してくると、いわば手垢のついたものになってしまう恐れもあります。このようなことは過敏すぎる危惧かも知れませんが。しかしこのような危惧に対して、各会員が自身の面接力を今一度再点検することが大切であると思われれます。その際に会員が互いに刺激し合い、また支え合いながら、さらなる面接力の向上に向けた機会となる自主研修会には重要な意義があるといえます。

当会は三重県における臨床心理士の職能団体として、会員の専門性を高め社会の要請に応じていく責務を担っています。臨床心理士に求められる専門性については、いつの時代にも変わることのないしっかりとした核心を維持しつつも、社会状況の変化に応じて幅を広げていかなければならない側面もあろうかと思われれます。自主研修会を一層充実したものにするためには、会員はもとよりさまざまな領域にわたって関係する皆様からのご支援やご協力が欠かせません。この場を借りてご支援・ご協力をお願い申し上げます。

(こいけ あつし 三重県立看護大学)

2015年公開研修会の報告

三重県臨床心理士会 前公開研修委員長 西 嶋 雅 樹

毎年行っております三重県臨床心理士会の公開研修会を、今回も無事に開催することができました。

2015年6月14日にアスト津（津市）にて、岩宮恵子先生（島根大学教授・臨床心理士）をお招きして、『子どもの「思春期」・親の「思春期」—イメージに寄り添う心理臨床—』というテーマで実施いたしました。

第一部のご講演では、岩宮先生の豊富な臨床経験に根ざしたお話をうかがうことができました。物事の状態が移ろう時期には何事も不安定になりがちであり、思春期という時期はまさにそうした不安定さを心身共に生き抜いていく時期である。こうしたご主旨のお話だったように捉えております。宮崎アニメを引き合いに出されたり、岩宮先生ご自身の事例から臨床素材を提供していただいたりと、時にユーモアを交えつつも、迫力のあるお話をうかがうことができました。

第二部では、当会の理事も登壇し、岩宮先生を交えてのディスカッションの時間を設けました。前半のご講演の内容を、また違った切り口から深めることができたのではないのでしょうか。

ご参加いただいた皆様からのアンケートを拝見するに、今回の研修会は、いつにも増して好評だったことがうかがわれます。遠路はるばるお越しいただき、大変刺激的な学びの機会を私達に提供してくださった岩宮恵子先生に、この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

なお、本研修会では、社会貢献の一貫として一般の皆様への参加費は無料といたしました。三重県臨床心理士会の公開研修会としては初の試みです。反響として「参加しやすくて良かった」という声が多かったため、今後の新体制下でも継続をしていく予定です。

また、本研修会の実施にあたりましては、下記の皆様からのご協賛を賜りました。順不同にて、ご芳名を挙げさせていただきます。（有）ティズ（月城）様・うかい歯科様・安田小児科内科様・医療法人北勢会様・椿大神社様。ありがとうございました。

（にしじま まさき 三重県総合教育センター）

領域部会、委員会の活動報告

教育領域部会

部会長 石川 憲雄

今年度より、教育領域部会を担当させて頂くことになりました石川憲雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。教育領域部会では、小学校・中学校・高等学校・大学などに在籍していたり、教育相談機関、教育研究所などの教育関係機関と関わりがあったりする児童・生徒・学生およびその保護者や教職員関係者などを対象とした相談や支援に関わるさまざまな取り組みを進めつつ、研鑽を積んでいきたいと考えています。

当会の今年度の研修テーマは「面接力を高める」です。そこで部会でも「教育領域で求められる面接力」をその中心テーマに据えました。学校臨床では、教育目標や教育的価値観が顕在

的・潜在的にいろいろな場面で影響を及ぼしています。それゆえそれらに意識を向けることなしに、臨床実践を行っていくことは、容易に混乱を生じる恐れがあるように思われます。それではそれらを意識しながら効果的な相談や支援を行っていくには、どのような進め方が良いのでしょうか？

このようなことを考えながら、適切な臨床実践を行っていくように、精進していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

（いしかわ のりお 三重県スクールカウンセラー他）

福祉領域部会

部会長 森 陽子

今年度途中から、急きょ福祉領域部会の理事を担当することになりました。これまで私は主に教育現場で仕事をしており、福祉領域に詳しいわけではなく分からないことも多いため、よろしくご指導のほどお願いいたします。ちなみに4月3日（日）の全体研修（福祉領域担当）は児童福祉を中心とした内容です。

最近、小学校でSCをしていて感じることは、子どもの生育

環境の貧困が心身の発達に与える影響の大きさです。経済的なものだけでなく、多くの保護者が多忙で子どもとゆっくりした時間をもっていないなど、心理的な余裕のなさを感じられます。担任など学校が介入することに否定的な保護者もあり、教育と福祉領域との連携が今後の大きな課題と考えております。

（もり ようこ 三重県スクールカウンセラー）

保健医療領域部会

部会長 今出 雅博

この度、保健医療領域部会長を担当することになりました、今出雅博と申します。今後ともよろしくお願い致します。

「先生、ちょっと良いですか」と、クライアントは自分の着ていた服をまくり上げ、自分の身体にある大きな傷跡を私に見せた—これはある心理療法の一場面です。このクライアントは一体どんな気持ちを私に伝えようとしたのでしょうか？自分はこの傷跡を抱えて生きていくのだという覚悟を私に伝えようとしていたのでしょうか？それともクライアント自身が初めてこの傷跡を見た時の衝撃を私に伝えようとしたのでしょうか？少なくとも私は言葉にならない程の衝撃を受けました。

心理療法の中で、クライアントは言葉にならない情緒をご自身の立ち居振る舞いや雰囲気でご私達に伝えてきます。また心理療法の基本は観察であるというのは、どの学派でも共通のことであると思います。クライアントが表現するものへの観察と、クライアントが表現するものを受けて、セラピストが何を感じているのかという自身の内面への観察が、クライアントを理解していくためには必要だと思えます。

保健医療領域部会では、個々の事例を中心に据え、事例により寄り添った理解を大事にしていきたいと考えています。

(いまで まさひろ 県立総合医療センター他)

研修委員会

委員長 早川 武彦

当会では隔月ごとに開催している例会において研修を行っています。今年度は「面接力を高める」という方針に基づき、各領域部会から推薦していただいた講師の方を招いて講演していただき、小グループに分かれてディスカッションを行い、そこで話し合われた内容を出席者全員でシェアして講師の方と意見交換するなど、会員同士の交流を促す場をもうけるように努めています。

具体的には、2015年8月に倫理研修を行い、10月に当会会長の橋本景子先生が講師となり、「面接力を高める」という今後の方針に基づいて、会員相互の「顔の見える関係づくり」について講演していただきました。その後グループ・ディスカッションを行い、会員同士の交流を通じて自らの面接力を再点検する機会になったのではないかと思います。12月には、海南病院で臨床心理士として緩和ケアに携わっていらっしゃる川出英行先生を講師としてお招きし、「緩和ケアにおける心理療法」をテーマにご講演いただきました。併せて済生会松阪総合病院の前田早奈美先生（当会会員）に事例提供していただき、事例

をもとにグループ・ディスカッションを行いました。2016年2月には三重県教育委員会事務局生徒指導課の伊藤雅子先生と県SCスーパーバイザーである森川泉先生（当会会員）に講師をお願いし、三重県のスクールカウンセラーの現状、スクールカウンセラーとしての「面接力」についてご講演していただき、グループ・ディスカッションをする中で会員相互の情報共有を図りました。

また、4月には大阪経済大学人間科学部教授の鶴飼奈津子先生をお招きし、子どもの福祉に関する研修を開催する予定で準備を進めています。

臨床心理士がサービスを提供する領域は、教育、医療、福祉、産業、司法など多岐にわたります。当会研修においても、各会員が従事する領域での専門性を高めると共に、直接かかわることの少ない領域についても視野を広げて理解を深められるように企画運営しています。

(はやかわ たけひこ 三重県スクールソーシャルワーカー)

公開研修委員会

委員長 杉嶋 真妃

公開研修委員会を担当させていただきます、新理事の杉嶋と申します。よろしくお願いいたします。

公開研修委員会は毎年6月に開催している公開研修会の企画・運営を行います。例年通り、社会貢献事業としてだけでなく、当会や臨床心理士の存在を周知する大切な機会として尽力していきたいと思えます。昨年から一般の方を無料化することで参加者も増えてきておりますので、今年も多くの方が来ていただける様に呼びかけていきます。一般の方も気兼ねなく講演を聴いていただきたいので、専門性を深めていくものとは限り

ませんが、講演会の内容、講師の先生、会場等、アンケートなどを通して会員の皆様方のご意見も反映していけたらと考えております。また、県内の様々なところで当会をPRできるようにと、南勢、中勢、北勢と毎年会場を替えていく所存です。

今回のテーマは「面接力」ということで、人と人とのつながりの力、「コミュニケーション力」に焦点をあてて、花園大学社会福祉学部教授の橋本和明先生にご講演いただくことになりました。皆様、ふるってご参加くださいませ。

(すぎしま まき 鈴鹿市役所子ども家庭支援課)

広報委員会

委員長 小橋 正典

広報委員会の活動は、会員の皆さま、関係者の皆さま、臨床心理士を必要とされている方や心理相談に興味を持たれている方などに、三重県臨床心理士会について知っていただくことを目的としています。

その活動は大きく二つあります。一つは、広報誌『コンステレーション』の発行です。今年度の年間テーマである「臨床心理士の面接力」に沿って、紙面を構成しました。もう一つは、毎年全

国規模で行われる「こころの健康電話相談」です。日本臨床心理士会と各都道府県臨床心理士会との合同で1日だけの電話相談を行っています。今年度は、三重弁護士会の共催をいただき、3月6日に行いました。

このような事業を通して、三重県臨床心理士会や臨床心理士の活動を知っていただき、ご協力やご支援をいただけたら幸いです。

(こはし まさのり 三重県総合教育センター)

子育て支援委員会

委員長 岡野 志津代

前任の志村浩二先生から当委員会の担当を引き継ぎました。多方面でご活躍の志村先生とひきかえ、当方の力不足はもちろんのことで大変恐縮ですが、会員の皆様にご迷惑をお掛けすることのないよう、私自身が学ばせていただく場とこころえて、任期の3年間、取り組ませていただきます。

さっそく当委員会から、平成27年度の子ども家庭支援担当者会議に出席させていただき、茨城県の乳幼児健診などにおける保健センターでの相談の質を向上させる取り組みや、京都府の早期からの切れ目のない支援を目指した、幼稚園にカウンセラーを派遣する取り組み（キンダーカウンセラー派遣

事業）、新潟県の子育て支援領域における心理士の業務と研修の現状の報告に接し、子育て支援に関わる臨床心理士が連携し、顔の見える関係として繋がることの重要性を改めて痛感しました。

そこで、まずは子育て支援のスタート地点とも言える乳幼児健診に携わっておられる先生方を繋ぐことを目指した場の設定から始めてみたいと考えていますので、ご協力をお願い致します。また、その他ご提言などございましたらお知らせ下さい。よろしくお願い致します。

(おかの しづよ 皇學館大學学生相談室他)

職能委員会

委員長 萩 吉康

近年、臨床心理士の職域は一昔前に比べると飛躍的に拡大してきました。大雑把な分類ですが、以前はせいぜい医療・保健領域と教育の分野でほぼ90%を占めていましたが、近年は医療の分野をみてみましても精神科はもちろん小児科、緩和ケアの病棟、さらに産科といった具合に次々とその職域は専門分化されてきました。

また、当初の産業・労働領域の臨床心理業務といえ、せいぜい大企業の従業員を対象にしたカウンセリングがその主なものでしたが、最近では警察関係をはじめ、海上保安庁、さ

らには刑務所の受刑者を対象とした臨床心理業務の要請が出てきました。

これらのことは、臨床心理士としては大変有り難いことなのですが、職能委員としてふと思えますことは、私たちは、それらの職域について、どれだけの知識をもっているのだろうかと云うことです。

今後の課題が又一つ増えたような気がします。

(はぎ よしやす 皇學館大学)

被災支援対策特別部会及び被害者支援委員会

委員長 仲 律子

今年度の被災者支援対策特別部会としましては、本会会員向けの「災害対応マニュアル」を発行致しました。12名の作成チームの先生方で相談しながら、発災後の比較的早い時期を想定した内容に厳選し、67頁に集約しました。本来ならば昨年度中に会員の皆様にお届けする予定でしたが、遅くなりまして申し訳ございませんでした。本会ホームページの「会員向け防災情報ページ」及び「一般の方向けのページ」にもPDF版をUPしましたので、災害時にお役に立ていただければと思います。今後は、会員の皆様の安否確認の仕組みを作る予定です。

また、大規模災害発災後の連携として、三重弁護士会と「くらしとこころの相談会」の実施を検討してきた結果、電話相談や面談相談を定期的に年2回合同で開催することとなりました。領域の異なる専門家が協力しながら、支援を必要

としている人たちを支えるネットワークを構築できることは意義深いことと思われれます。

さらに、昨年度から引き続き、第四管区海上保安本部とこのころの健康づくりネットワークの一環として、四日市・鳥羽・尾鷲保安部にて「メンタルヘルス講習会」を開催したり、宮城県教育庁義務教育課から「県外スクールカウンセラー派遣」の依頼を受け2名の臨床心理士を派遣したりと、様々な機関との連携をしてきました。これらの事業に際し、ご協力下さいました先生方に心から感謝申し上げます。

最後に、被害者支援委員会としましては、被害者等の方たちが、どの地域でも必要な支援が受けられるように、市町村における犯罪被害者支援について考えていきたいと思っています。

(なか りつこ 鈴鹿大学)

倫理委員会

委員長 西嶋 雅樹

昨期に続き、倫理委員会の担当をしております。倫理委員会では、若干名の委員と共に、会員に向けての倫理に関する研修の企画・実施をはじめとして、臨床心理士の職業倫理についての検討を重ねています。

最近の取り組みといたしましては、2015年夏の県士会ホームページのリニューアルに伴い、当会の倫理規程を皆様に公開いたしました。臨床心理士の職業倫理を当会がどう位置づけているかを広く一般に知っていただくための取り組みです。この取り組みにより、皆様からの目を意識しながら、より

一層襟を正して臨床実践に臨んでいくための素地が、また一歩整ったと捉えております。職業倫理と書くと、堅苦しいイメージを持たれるかもしれませんが、しかし、日々の実践の根幹をなす極めて日常的なテーマが、この職業倫理というテーマです。会員一人ひとりが利用者・関係者の皆様からますます信頼していただけるよう、倫理委員会としても取り組みの充実を図っていききたいと考えています。

(にしじま まさき 三重県総合教育センター)

「公認心理師法」の成立について

報道等でご存知かと思いますが、第189通常国会において「公認心理師法案」が提出され、平成27年9月9日に可決・成立しました。心理職にとって、その国家資格が創設されることは長年の願いでありました。その意味でこのたびの法成立は喜ばしいことです。このことにご尽力いただいた関係の皆様へ改めて深く感謝申し上げます。

ところで私ども三重県臨床心理士会としては、心理職国家資格が心理的支援を受ける方にとって真に利益になるもの、人々の心の健康の保持増進につながるものであってほしいと願っています。第186通常国会に「公認心理師法案」が提出されたときより、私どもはこの立場から、法案について、とりわけ「心理的支援と医師の指示の関係」「受験資格」について、要望を表明してきました (http://mierinsin.org/pdf/H26aug31_kounin_shinrishi_mie_shisei.pdf)。

法案成立に当たっては、私どもの要望に一定応える内容の「附帯決議」がなされました。今後関係行政が法施行に必要な施策を整えるにあたり、附帯決議の趣旨が十分に反映され、人々の心の健康の保持増進につながる施策が整うことを希望しております。

一方、平成27年10月15日付で一般社団法人日本臨床心理士会から (http://www.jscpp.jp/suggestion/license/pdf/shikaku-sokuhou23_20151019.pdf)、平成27年11月19日付で公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会から (<http://fjcbcp.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/03/rinshoushinrishinitsuite.pdf>)、それぞれ公認心理師法の成立を受けての考え方が表明されています。とりわけ公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は「これまでと同じように臨床心理士の資格認定をし、かつ臨床心理士養成大学院の指定をしまります」と、「臨床心理士の堅持」を表明しています。

私ども三重県臨床心理士会は、これら関係団体の動向を踏まえつつ、心理的支援関連職種の方々とも協働しながら、心理的支援を受ける方々および地域社会の利益を守ること、そのために会員が不安なく臨床心理業務に取り組めることをめざして、活動していきます。

今後とも、どうかご理解とご協力をお願い申し上げます。

事務局よりお知らせ

1. 三重県臨床心理士会ホームページが平成27年7月よりリニューアルされています。この中には、市民の皆様にお伝えしたい情報および、会員に役立つ研修情報、求人情報、防災情報などが記されています。どうぞご覧ください。

なおリニューアルに伴い「RSS」による更新情報の配信を始めました。当面はメールでの更新情報配信も継続しますが、会員の皆様におかれましてはどうか「RSS」のご登録をお願いします。

2. 他の都道府県から来られて三重県内で勤務されている臨床心理士の方、三重県から他県の臨床心理士養成指定大学院に通われている学生の方におかれましては、ぜひ三重県臨床心理士会にご入会ください。

会員には正会員と準会員があります。「三重県内外の研修や求人の情報が得られる」「例会（研修会）に出席することで資格更新ポイントとして認められる」といったメリットが会員にはあります。三重県内に住所または勤務先があれば、指定大学院を修了または在学中の方は、臨床心理士資格未取得であっても準会員として入会が可能です。また他都道府県の臨床心理士会正会員の方も、ご事情によっては準会員として入会できる場合がありますので、どうかお問い合わせください。

事務局室に入会申込の資料を備えていますので、ご希望の方は表記の事務局室にファクスか電子メールでお問い合わせください。

3. 会員の方で、年会費納入をお忘れの方はいらっしゃいませんか。引き続き2年間、年会費を納入されていない方は会員資格を失いますが、そのようなことがないように事務局よりお知らせをしています。このときに住所変更を事務局が把握していないと、お知らせもお届けできなくなります。年会費の納入とともに、住所を変更された方はその旨事務局までお知らせください。

つながる絆、お伊勢から ～花園大学 橋本和明教授ご来訪！～

2016.6.5 公開研修会のお知らせ

日 時：2016年6月5日（日）開場13：10 開演13：40

場 所：いせ市民活動センター 北館いせシティプラザ 2F多目的ホール
(伊勢市岩淵1丁目2-29)

講 師：橋本 和明 (はしもと かずあき) 先生 (花園大学社会福祉学部教授)

タイトル：「現代人のコミュニケーション力-非行、虐待、発達障害の視点から-

対 象：臨床心理士、相談員、福祉・医療関係者、教育関係者、学生、その他関係者

入 場 料：一般は無料、三重県臨床心理士会会員は2,000円。

この研修会は、三重県臨床心理士会の継続研修のポイントの対象となります。